

## 「ZOOっとNet 西山動物園友の会」会則

(名称)

第1条 本会は「ZOOっとNet 西山動物園友の会」という。

(事務所)

第2条 本会の事務所を福井県鯖江市桜町3丁目8番9号 鯖江市西山動物園に置く。

(目的)

第3条 本会は会員一人一人が、生き物や動物園に関心がある市民として、西山動物園が、動物と人・人と人とのふれあいを育て広げる動物園、動物を通じて未知の世界や科学にふれるきっかけを与える動物園、そして地域をみつめ魅力的なまちづくりを創造する広場としての動物園であることを、それぞれの立場で支えるとともに、交流し学ぶことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) 例会、学習会、交流会などの開催
- (2) 会報の発行と広報活動
- (3) その他必要な事業

(会員の資格)

第5条 本会の目的達成に賛同し、所定の会費を納めた方は、地域や年齢を問わず会員となることができる。

(会費)

第6条 会費は年額1,000円とし、年度更新時または入会時に納入する。

(会計・事業年度)

第7条 本会の会計・事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(総会)

第8条 本会は毎年1回会員総会を開く。ただし必要あるときは臨時総会を開くことができる。会員総会においては、次の事項を審議する。

- (1) 役員選出
- (2) 事業報告並びに収支報告
- (3) 事業計画並びに収支予算
- (4) 会則の変更

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 20名以内
- (4) 監査 数名

2 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときまたは欠けたときはその職務を代行する。

3 幹事は、本会の活動が円滑に行なわれるよう、活動に伴う日常的な運営をおこなう。幹事のうち若干名によって事務局を構成する。

4 監査は本会の会計を監査する。

(役員会)

第11条 役員会は、会長が必要に応じて召集する。

2 役員会は次の事項を議決する。

(1) 会務の執行に関する事項

(2) 総会によって委任された事項

(3) その他の重要事項

(運営規定)

第12条 本会の運営に際して必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、2002年 4月21日から施行する。

## 西山動物園友の会 運営についての申し合わせ事項

1. 本会は NPO 法人鯖江市民活動交流センターの加盟団体として活動します。
2. 本会の事務局は、会則第 10 条第 3 項の規定にもとづき、幹事の中から選任された若干名により構成されています。友の会の活動が円滑に行なわれるように各部会や外部からの情報を収集・フィードバックして、橋渡しをし、各部会の運営を支援するため、調整、企画、広報、HP、会計、渉外などに役割を分担しています。
3. 友の会事業の企画・運営・広報などについて、積極的に活動に関わるワークショップスタッフを会員から募ります。ワークショップスタッフは、だれでも参加でき、次の事項に関与できます。
  - (1)事業の企画提案
  - (2)事業の企画・運営・宣伝のサポート
  - (3)グッズの企画・販売の協力
  - (4)会報・ホームページの作成・配布への協力それらについて次の関わり方があります。
  - (1)企画部会  
西山動物園の動物たちやお客さんのためになる楽しい行事をつくり交流に努めます。会員の企画提案を受け、実行できるものを採択し、問題を解決して企画を作り上げます。
  - (2)広報部会  
友の会活動を記録し、会員むけの会報を年 4 回程度作ります、西山動物園の記録活動も支援・協力します。
  - (3)HP 部会  
ネット上に 24 時間営業のコンパクトな事務局をワールドワイドに展開します。事務局や各部会からの情報を発信、交流の場をホームページを通して提供します。